

税務Q&A



インボイス制度の導入と手続について(2回シリーズ その2)

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 末吉 幹久
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されることとなり、インボイス発行のための登録手続や、事前の準備作業が必要になると聞きました。具体的にどのような準備が必要になるのかお聞きします。



インボイス制度(正確には「適格請求書等保存方式」といいます。)に対応するための準備作業は、行政(所轄税務署)に対する適格請求書発行事業者の登録の手続と、売上先や仕入先との取引を円滑に進めるための事前準備作業があります。以下、順番にご説明いたします。

1. 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書の保存を必要とするものです。この適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があり、適格請求書発行事業者以外は適格請求書を交付できないルールとなっています。

(1) 適格請求書発行事業者の義務

- ① 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- ② 取引の相手方(課税事業者に限る)から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません。

(2) 登録手続

① 登録申請

「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出します。登録申請書は令和3年10月1日から提出できますが、制度開始初日(令和5年10月1日)から適格請求書を交付可能となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。(同日までに提出が困難な場合には、令和5年9月30日まで)提出の方法は次のとおりです。

提出方法	備考
持参して提出	「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署にて受け取るか、国税庁ホームページから印刷するなどの方法で調達し、必要事項を記入して所轄税務署に提出します。
郵送による提出	郵送にて提出する場合には所轄税務署ではなく「インボイス登録センター」に郵送することになりますので、管轄のセンターの所在地を国税庁HPなどからご確認ください。

インターネット
環境を利用した
電子申請

e-Taxソフト(国税庁HPから直接入力する方法、Web版やスマートフォン版などがあります。)を利用して行うことができます。

- ② 登録番号の通知・公表はe-Tax(電子申請)が便利
登録申請後の税務署からの登録番号の通知も、データで受け取ることができる仕組みが採用されています。(税務署からの通知が大量にデータで行われるのは今回が初めてと思われる。)通知をデータで受け取るための条件は次のとおりです。
 - ・登録申請の段階から紙ではなくe-Tax(電子申請)で行うこと。
 - ・登録申請書作成の際に登録通知についてデータで受け取ることを選択すること。→ e-Taxソフトの直接入力の場合は登録申請書の下部に「本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織(e-Tax)による通知を希望します□」と表示されます。また、Web版やスマートフォン版の場合は「税務署による審査を経て、登録がされた場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。税務署から交付される適格請求書等発行事業者の登録通知書をe-Taxで受け取ることを希望しますか。」と表示されますので、これらの箇所をチェックを入れるか、「希望する」を選択していただくことになります。

2. 売上先や仕入先との取引を円滑に進めるための事前準備作業

(1) 売手の立場としての事前準備

- ① 自身が行う取引において、①何を適格請求書とするか(請求書、納品書、レシートなど)、②適格請求書の交付方法(電子インボイスの提供など)を検討しなければなりません。
- ② 適格請求書保存方式に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等をすべき場合があります。
- ③ 継続的に取引を行う取引先である買手に対して次の連絡等を行う必要が生じます。
 - ・適格請求書発行事業者の登録依頼や登録番号
 - ・交付する適格請求書等の様式
 - ・適格請求書等の交付方法
- ④ 適格請求書等保存方式に係る社員研修が必要となる場合も考えられます。

(2) 買手の立場としての事前準備

買手の立場としても、上記(1)の②③④の事項は同様に事前準備が必要になるものと考えられます。